

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令 新旧対照条文 目次

○ 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）（抄）（第一条関係）	1
○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第二条関係）	32
○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）	36
○ 国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）（抄）（第四条関係）	37

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ (1)に掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（ロ、第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)に掲げる額を控除した額</p> <p>(2) (1) (略)</p> <p>(2) 当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る高齢者医療確保法第三十条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額</p> <p>(3) (略)</p> <p>ロ (1)に掲げる額（被用者保険等保険者である組合にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)に掲げる額を控除した額</p> <p>(2) (1) (略)</p> <p>当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないも</p>	<p>（組合に対する補助）</p> <p>第五条 法第七十三条第一項の規定により毎年度国が組合に対して補助する額は、各組合につき、当該年度における次の各号に掲げる額の合算額とする。</p> <p>一 イ及びロに掲げる額の合算額にハに掲げる割合を乗じて得た額</p> <p>イ (1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額</p> <p>(1) (略)</p> <p>（新設）</p> <p>(2) (1) (略)</p> <p>ロ (1)に掲げる額（高齢者医療確保法第七条第三項の規定により厚生労働大臣が定める組合（第四項及び第五項において「被用者保険等保険者である組合」という。）にあつては、(1)に掲げる額から(2)に掲げる額を控除した額）から(3)に掲げる額を控除した額</p> <p>(2) (1) (略)</p> <p>当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者（法第七</p>

のに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から、当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、一から付録第一の式により算定した割合を乗じて得た額を控除した額）

ハ (3) (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る高齢者医療確保法第三十条第一項各号の調整対象給付費見込額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の三分の一に相当する額に係る部分 次イ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 当該組合の別

十三条第一項第一号イに規定する組合特定被保険者をいう。以下同じ。）でないものに係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合を乗じて得た額及び当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額並びに当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、当該合算額から、当該組合の被保険者であつて組合特定被保険者でないものに係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、一から付録第一の式により算定した割合を乗じて得た額を控除した額）

ハ (3) (略)

二・三 (略)

2・3 (略)

4 法第七十三条第二項に規定する特定給付額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定給付額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 組合特定被保険者（指定組合特定被保険者を除く。次項第二号及び第三号において同じ。）に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次イ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分 零

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合（高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げ

表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 被用者保険等保険者である組合 零

三 (略)

5 法第七十三条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分並びに組合特定被保険者に係る流行初期医療確保拠出金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分(前期高齢者交付金がある場合には、当該割合を乗じて得た額及び当該算定した額からハに掲げる額を控除した額に係る部分) 千分の百三十

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合(高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(1)及び(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次号イ(1)において同じ。)の三分の二に相当する割合

ロ (略)

ハ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イに定める割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 ロに定める割合

三 次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齢

額の合計額に対する同号イ(1)に掲げる額の割合をいう。次項第二号及び第三号において同じ。)

ロ 被用者保険等保険者である組合 付録第一の式により算定した割合

三 (略)

5 法第七十三条第二項に規定する特定納付費用額に係る特定割合は、当該年度における次の各号に掲げる特定納付費用額の部分の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 (略)

二 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次のイ及びロに掲げる組合の区分に応じ、当該イ及びロに定める割合を乗じて得た額に係る部分 千分の百三十

イ 被用者保険等保険者である組合以外の組合 給付費割合

ロ (略)

(新設)

三 次のイからハまでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齢

者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる部分を除く。）ホに掲げる割合

イ 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合

(2) (略)
ロ、ホ (略)
6、12 (略)

附則

第一条第一項	「法」という。附則第七条の規定により読み替えられた法	並びに高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費、後期高齢者関係事務費、金及び出産育児関係事務費	「法」という。附則第七条の規定による後期高齢者支援金、後期高齢者関係事務費、金及び出産育児関係事務費
--------	----------------------------	--	--

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第十三条 令和八年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

者交付金がある場合には、イからハまでに掲げる特定納付費用額の部分からニに掲げる特定納付費用額の部分を除く。）ホに掲げる割合

イ 組合特定被保険者に係る前期高齢者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合を控除した割合

(2) (略)
ロ、ホ (略)
6、12 (略)

附則

第一条第一項	「法」という。附則第二十二條の規定により読み替えられた法	及び高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(同号において「後期高齢者支援金等」という。)	「法」という。附則第二十二條の規定による後期高齢者支援金等(同号において「後期高齢者支援金等」という。)
--------	------------------------------	--	--

(病床転換支援金等を納付する組合の事務費負担金及び療養給付費等補助金の特例)

第十三条 令和六年三月三十一日までの間、第一条及び第五条並びに付録第一の規定を適用する場合には、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五條第五項		(削る)		(削る)		(略)	第五條第一項	(略)	以下「後期高齢者支援金等」という。
第七十三條第二項	(削る)	(削る)	第七十三條第二項	(削る)	第七十三條第一項第一号ロ	(略)	第七十三條第一項の	(略)	以下「後期高齢者支援金等」という。
附則第七條の規定に	(削る)	(削る)	附則第七條の規定により読み替えられた法第七十三條第二項	(削る)	附則第七條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項第一号ロ	(略)	附則第七條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項の	(略)	「後期高齢者支援金等」という。並びに高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）

第五條第五項		第五條第四項第二号イ	第五條第四項		第五條第三項第一号ロ	(略)	第五條第一項	(略)	
第七十三條第二項	同項第一号	及び第二号	第七十三條第二項	(略)	第七十三條第一項第一号ロ	(略)	第七十三條第一項の	(略)	
附則第二十二條の規定に	附則第二十二條第一号	第一号第二号	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第二項	(略)	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項第一号ロ	(略)	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十三條第一項の	(略)	確保法の規定による病床転換支援金等（同号において「病床転換支援金等」という。）

(2)に掲げる額の合計額に対する同号イ(1)	より読み替えられた法第七十三条第二項高齡者医療確保法附則第十三条の規定により読み替えられた高齡者医療確保法第三十四條第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に対する高齡者医療確保法第三十四條第一項第一号イ
三 次のイからハマでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齡者交付金がある場合には、イからハマでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。) ホに掲げる割合 イ 組合特定被保険者に係る前期高齡者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に	三 次のイからハマでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齡者交付金がある場合には、イからハマでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。) ホに掲げる割合 イ 組合特定被保険者に係る前期高齡者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に

三 次のイからハマでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齡者交付金がある場合には、イからハマでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。) ホに掲げる割合 イ 組合特定被保険者に係る前期高齡者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に	定により読み替えられた法第七十三条第二項
(1) 被用者保険部分 三 次のイからハマでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齡者交付金がある場合には、イからハマでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。) ホに掲げる割合 イ 組合特定被保険者に係る前期高齡者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に	(1) 被用者保険部分 三 次のイからハマでに掲げる特定納付費用額の部分(前期高齡者交付金がある場合には、イからハマでに掲げる特定納付費用額の部分から二に掲げる部分を除く。) ホに掲げる割合 イ 組合特定被保険者に係る前期高齡者納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に

、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 一から給付費割合の三分の二に相当する割合を控除した割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合

ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合 高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号イ(1)及び高齢者医療確保法附則第十三條の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号イ(2)に掲げる額の合計額に對する高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号イ(2)に掲げる額の割合

(2) 被用者保険

、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 一から付録第一の式により算定した割合を控除した割合

ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ニ 組合特定被保険者に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合 高齢者医療確保法第三十四條第一項第一号イ(1)及び高齢者医療確保法附則第十三條の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四條第一項第二号に掲げる額の合計額に對する高齢者医療確保法第三十四條第一項第二号に掲げる額の割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 付録第二の式により算定した割合

ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ニ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イ(1)に定める割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 イ(2)に定める割合

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ロ 組合特定被保険者に係る後期高齢者支援金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ニ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲

ホ

ハ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イ(1)に定める割合

(2) 被用者保険等保険者である組合 イ(2)に定める割合

ハ 組合特定被保険者に係る介護納付金の納付に要する費用の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に係る部分

ニ 組合特定被保険者に係る前期高齢者交付金の額として厚生労働省令で定めるところにより算定した額に、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分

(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イ(1)に

ホ 次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
(2) 被用者保険等保険者である組合 零

ホ 掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分
(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 イ(1)に定める割合
(2) 被用者保険等保険者である組合 イ(2)に定める割合
次に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
(2) 被用者保険等保険者である組合 零

ホ 定める割合
(2) 被用者保険等保険者である組合 イ(2)に定める割合
次に掲げる組合の区分に応じ、当該(1)及び(2)に定める割合
(1) 被用者保険等保険者である組合以外の組合 当該組合の別表第二の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合
(2) 被用者保険等保険者である組合 零
四 前三号に掲げる部分以外の部分
当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人

付録第一 (略)		
第三十四条第一項第一号イ(2)		
附則第十三条の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)	合 (2) 被用者保険等保険者である組合 零 四 前三号に掲げる部分以外の部分 当該組合の別表第三の上欄に掲げる組合被保険者一人当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	

(病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第十四条 令和八年三月三十一日までの間、都道府県について、第二条、第四条、第四条の二、第九条から第十一条まで、第十九条及び第二十条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第七十条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
--------	---------	----------------------------

付録第一 (略)		
第三十四条第一項第二号		
附則第十三条第一項の規定により読み替えられた高齢者医療確保法第三十四条第一項第二号	当たり所得額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合	

(病床転換支援金等を納付する都道府県の療養給付費等負担金等の特例)
 第十四条 令和六年三月三十一日までの間、都道府県(退職被保険者等所属都道府県を除く。)について、第二条、第四条、第四条の二、第九条から第十一条まで、第十九条及び第二十条の規定を適用する場合においては、これらの規定のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項	第七十条第一項	附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十条第一
--------	---------	-----------------------------

第二号イ		より読み替えられた法第七十条第一項
第十一条第二項 第二号ニ	第七十五条	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条
(略)	(略)	(略)
第二十条第二号	第七十条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第二十条第六号	第七十五条	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条

(削る)

(経過的組合員を組合員とする組合に対する補助金の特例)

第十五条 令和六年度及び令和七年度において、経過的組合員（健康保険法等の一部を改正する法律（平成九年法律第九十四号）附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。）を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五 条第一項第一号 ロ(2)	に係る前期高齢者納付金	並びに附則第十五条に規定する経過的組合員（以下「経過的組合員」という。）であつて指定組合特定被保険者（第四項
--	-------------	--

第二号イ		定により読み替えられた法第七十条第一項
第十一条第二項 第二号ニ	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条
(略)	(略)	(略)
第二十条第二号	第七十条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十条第一項
第二十条第六号	第七十五条	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条

(組合に対する補助の特例)

(新設)

第十五条 平成二十九年及び平成三十年において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十三条の規定により読み替えられた第五 条第一項第一号 ロ(2)	の合算額	に介護保険法附則第十一条第一項に規定する概算納付金の額に対する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の割合を乗じて得た
--	------	---

に係る介護納付金	及び に係る後期高齢者支 援金	
並びに経過的组合員 であつて指定組合特	並びに経過的组合員 であつて指定組合特 定被保険者又は小規 模事業所等常勤経過 的组合員でないもの 及び経過の世帯員に 係る後期高齢者支援 金	第一号イに規定する 指定組合特定被保険 者をいう。以下この (2)及び次項において 同じ。)又は小規模 事業所等常勤経過の 組合員(同号ロに規 定する小規模事業所 等常勤経過の組合員 をいう。以下この(2) 及び次項において同 じ。)でないもの及び 経過の世帯員(経過 的组合員の世帯に 属する当該組合の組 合特定被保険者であ つて経過の組合員で ないものをいう。以 下同じ。)に係る前 期高齢者納付金 並びに

附則第十三条の 規定により読み 替えられた第五 条第五項第三号 ハ	係る部分	額の合算額 、次の(1)及び(2)に掲 げる組合の区分に応 じ、当該(1)及び(2)に 定める割合を乗じて 得た額に係る部分 (1) 被用者保険等保 険者である組合以 外の組合 二分の 一 (2) 被用者保険等保 険者である組合 介護保険法附則第 十一条第一項に規 定する概算納付金 の額に対する当該 概算納付金の額か ら同条第六項に規 定する補正後概算 加入者割納付金の 額を控除した額の 割合
---	------	---

<p>第五條第四項第一号</p>	<p>第五條第二項</p>		
<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業所に業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>に係る前期高齢者交付金</p>	
<p>イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号にお</p>	<p>組合特定被保険者（経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員であるものを除く。次項において同じ。）</p> <p>一 次のイに掲げる者（経過の世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分零</p>	<p>組合特定被保険者（経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員に係る前期高齢者交付金</p>	<p>定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員に係る介護納付金並びに経過の組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過の組合員でないもの及び経過の世帯員に係る前期高齢者交付金</p>

十一年法律第七十号) 第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。) 及びその世帯に属する者(次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。)に係る特定給付額に係る部分 零

いて「指定組合」という。)の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの(健康保険法(大正十一年法律第七十号) 第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。) 及びその世帯に属する者(ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。)

ロ 指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でない

<p>第五項第一号</p>	<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号</p>	
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	
<p>指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員</p>	<p>指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過の世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>	<p>いものうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）</p>

（削る）

第十六条 令和元年度において、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一項及び第五項の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五 条第一項第一号 ロ(2)</p>	<p>の合算額</p>	<p>に介護保険法附則第十三条第一項に規定する概算納付金の額に對する当該概算納付金の額から同条第六項に規定する補正後概算加入者割納付金の額を控除した額の割合を乗じて得た額の合算額</p>
<p>ハ 附則第十三条の規定により読み替えられた第五 条第五項第三号</p>	<p>係る部分</p>	<p>、次の(1)及び(2)に掲げる組合の区分に應じ、当該(1)及び(2)に定める割合を乗じて得た額に係る部分</p> <p>(1) 被用者保険等 被用者である組合以外の組合 四分の三</p> <p>(2) 被用者保険等 被用者である組合 介護保険法 附則第十三条第一項に規定する 概算納付金の額 に對する当該概 算納付金の額か ら同条第六項に 規定する補正後 概算加入者割納</p>

(削る)

		付金の額を控除した額の割合
<p>第十七条 平成三十年において、経過的组合員とする組合に対する補助金の特例) 第十七条 平成三十年において、経過的组合員(健康保険法等の一部を改正する法律(平成九年法律第九十四号)附則第七条に規定する国民健康保険組合の組合員であつて組合特定被保険者であるものをいう。次条及び附則第十九条において同じ。)を組合員とする組合について、附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一号ロ(2)</p>	<p>以下同じ。)でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的组合員(以下「経過的组合員」という。)であつて指定組合特定被保険者(第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)又は小規模事業所等常勤経過的组合員(同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的组合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)でないもの</p>

<p>第五條第四項第一号</p>	<p>第五條第二項</p>		
<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>及び 組合特定被保険者でないもの</p>	
<p>一 次のイに掲げる者（経過的世界帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分 零</p>	<p>組合特定被保険者（経過的世界帯員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的世界帯員でないもの及び経過的世界帯員であるものを除く。次項において同じ。）</p>	<p>組合特定被保険者でないもの及び経過的世界帯員 常勤経過的世界帯員でないもの及び経過的世界帯員</p>	<p>及び経過的世界帯員（経過的世界帯員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過的世界帯員でないものをいう。以下同じ。） 並びに 組合特定被保険者でないもの並びに経過的世界帯員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的世界帯員でないもの及び経過的世界帯員</p>

業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分 零

イ 厚生労働大臣が定める組合（以下このイ及びロにおいて「指定組合」という。）の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）

ロ 指定組合の経

<p>附則第十五条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第五項第一号</p>	<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号</p>	
<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	
<p>指定組合特定被保険者（経過の世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的組合員</p>	<p>指定組合特定被保険者並びに経過的組合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）</p>	<p>経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の組合員であるもの（次項第一号において「小規模事業所等常勤経過的組合員」という。）</p>

(削る)

<p>第十八条 令和元年度において、経過的组合員を組合員とする組合について、附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>附則第十六条の規定により読み替えられた附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第一号ロ(2)</p>	<p>以下同じ。)でないもの 以下同じ。)でないもの並びに附則第十七条に規定する経過的组合員(以下「経過的组合員」という。)であつて指定組合特定被保険者(第四項第一号イに規定する指定組合特定被保険者をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)又は小規模事業所等常勤経過的组合員(同号ロに規定する小規模事業所等常勤経過的组合員をいう。以下この(2)及び次項において同じ。)でないもの及び経過の世帯員(経過的组合員の世帯に属する当該組合の組合特定被保険者であつて経過の組合員でないものをいう</p>
---	---	--

	<p>及び 組合特定被保険者でないもの</p>	<p>。以下同じ。） 並びに 組合特定被保険者でないもの並びに経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員</p>
<p>第五条第二項</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>組合特定被保険者（経過的組合員であつて指定組合特定被保険者又は小規模事業所等常勤経過的組合員でないもの及び経過的世帯員であるものを除く。次項において同じ。）</p>
<p>第五条第四項第一号</p>	<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第十号）第三号第一項第八号の規定によ</p>	<p>一 次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分 イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）の組合特定被保険</p>

る承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）に係る特定給付額に係る部分 零

者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該指定組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（ロ、次号及び次項第一号において「指定組合特定被保険者」という。）

ロ 指定組合の経過的組合員であつて指定組合特定被保険者でないもののうち、健康保険法第三条第一項第八号

(削る)

<p>附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号</p>	<p>指定組合特定被保険者</p>	<p>指定組合特定被保険者並びに経過の組合員(指定組合特定被保険者を除く。)及び経過の世帯員(指定組合特定被保険者を除く。)</p>
<p>第十九条 令和二年度から令和五年度までの各年度において、経過的組合員を組合員とする組合について、附則第十三条の規定により読み替えられた第五条の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	<p>以下同じ。</p>	<p>以下同じ。</p>
<p>附則第十三条の規定により読み</p>	<p>もの</p>	<p>もの並びに附則第十</p>

替えられた第五
 条第一項第一号
 ロ(2)

	<p>七条に規定する経過 的組合員（以下「経 過的組合員」とい う。）であつて指定組 合特定被保険者（第 四項第一号イに規定 する指定組合特定被 保険者をいう。以下 この(2)及び次項にお いて同じ。）又は小 規模事業所等常勤経 過的組合員（同号ロ に規定する小規模事 業所等常勤経過的組 合員をいう。以下こ の(2)及び次項にお いて同じ。）でないも の及び経過的世帯員 （経過的組合員の世 帯に属する当該組合 の組合特定被保険者 であつて経過的組合 員でないものをいう 。以下同じ。）</p>
<p>及び 組合特定被保険者で ないもの</p>	<p>並びに 組合特定被保険者で ないもの並びに経過 的組合員であつて指 定組合特定被保険者 又は小規模事業所等 常勤経過的組合員で</p>

	<p>第五条第二項</p>	<p>組合特定被保険者</p>	<p>ないもの及び経過的世帯員</p>
<p>第五条第四項第一号</p>	<p>一 厚生労働大臣が定める組合の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第三条第一項第八号の規定による承認を受けて同法の被保険者とならないことにより当該組合の被保険者であるものに限る。）及びその世帯に属する者（次号及び次項第一号</p>	<p>一 次のイに掲げる者（経過的世帯員を除く。）及びロに掲げる者に係る給付額に係る部分零</p> <p>イ 厚生労働大臣が定める組合（以下この号において「指定組合」という。）の組合特定被保険者であつて、常時三百人以上の従業員を使用する事業主の事業所又は事務所に使用されるもの（健康保険法（大正十一年法律</p>	

において「指定組合
合特定被保険者」という。）に係る
特定給付額に係る
部分 零

第七十号) 第三条
第一項第八号
の規定による承
認を受けて同法
の被保険者とな
らないことによ
り当該指定組合
の被保険者であ
るものに限る。
(及びその世帯
に属する者(ロ
次号及び次項
第一号において
「指定組合特定
被保険者」とい
う。)

ロ 指定組合の経
過的組合員であ
つて指定組合特
定被保険者でな
いもののうち、
健康保険法第三
条第一項第八号
の規定による承
認を受けて同法
の被保険者とな
らないことによ
り当該指定組合
の組合員である
もの(次項第一
号において「小

(調整交付金の特例)

第十六条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第十六条第二項に規定する特例調整交付金（第六項において単に「特例調整交付金」という。）」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2 (略)

(削る)

(調整交付金の特例)

第二十条 法第七十二条第一項に規定する調整交付金は、当分の間、普通調整交付金及び特別調整交付金のほか、特例調整交付金とする。この場合において、第四条第四項中「普通調整交付金」とあるのは「普通調整交付金及び附則第二十条第二項に規定する特例調整交付金（第六項において単に「特例調整交付金」という。）」と、同条第六項中「普通調整交付金の総額」とあるのは「法第七十二条第二項に規定する調整交付金の総額の九分の七に相当する額から特例調整交付金の総額を控除した額」とする。

2 (略)

(財政安定化基金の特例)

第二十一条 都道府県は、平成三十年四月一日から令和六年三月三十一日までの間、財政安定化基金を、特例事業（当該都道府県内の市町村に対し、保険料の水準の著しい上昇の抑制その他国民健

第五号	第五号	第五号
附則第十三条の規定により読み替えられた第五条第四項第二号	指定組合特定被保険者	規模事業所等常勤経過的组合員（という。）
第五号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者並びに経過的组合員（指定組合特定被保険者を除く。）及び経過的世帯員（指定組合特定被保険者を除く。）
第五号	指定組合特定被保険者	指定組合特定被保険者（経過的世帯員を除く。）及び小規模事業所等常勤経過的组合員

康保険事業の健全な運営の確保のための資金を交付する事業をいう。以下この条において同じ。）に必要な費用に充てることができるものとする。

2 都道府県は、特例事業に係る会計を法第八十一条の第二項各号に掲げる事業に係る会計及び第二十一条の第二項に規定する財政調整事業に係る会計と区分して経理しなければならない。

3 都道府県が当該年度における特例事業に充てることができる資金の額は、当該都道府県に係る次に掲げる額の合算額を限度とする。

一 当該年度の前年度の末日における特例事業に係る財政安定化基金の残高の額

二 当該年度における次に掲げる額の見込額の合算額

イ 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第三項の規定により当該都道府県に交付される補助金のうち、特例事業に要する費用に充てるものとして交付される額

ロ 当該都道府県が特例事業に要する費用に充てるものとして財政安定化基金に繰り入れる額（第二十一条、第二十一条の二第三項第二号及び第二十二條第三項の規定による繰入金額を除く。）

4 特例事業を行う都道府県についての第二十一条の二第三項の規定の適用については、同項第二号中「及び前条」とあるのは、「並びに前条及び附則第二十一条第三項第二号ロ」とする。

付録第一（第五条関係）

$$\{A \times (r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$$

備考

一 この式において、A、B、C及びrは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

付録第一（第五条関係）

$$\frac{\{A \times (r - 1) \times 2 / 3\} \div \{C - (A + B)\} \times 2 / 3 + \{D - (A + B)\} \times 1 / 3}{}$$

備考

一 この式において、A、B、C、D及びrは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。

A・B (略)	C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額	D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整対象基準額	r (略)	二 この式により算定した割合が零を下回る場合又はA及びBの合計値、Cの値並びにDの値が等しい場合にあつては、零とする。
付録第二(附則第十三条関係)				
$\frac{\{E \times (s \times r - 1) + A \times (r - 1) \times 1 / 3\} \div [C - (A + B)] \times 2 / 3 + \{D - (A + B)\} \times 1 / 3]}{A \sim C \text{ (略)}}$				
備考				
一 この式において、A、B、C、D、E、r及びsは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。				
A・C (略)	D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号ロの概算報酬調整対象基準額	E 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額	r・s (略)	二 この式により算定した割合が零を下回る場合にあつては零とし、A及びBの合計値、Cの値並びにDの値が等しい場合にあつては一とする。
A・B (略)	C 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(3)に掲げる額	二 この式により算定した割合が零を下回る場合又はA及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては、零とする。		
付録第二(附則第十三条関係)				
$\{D \times (s \times r - 1)\} \div \{C - (A + B)\}$				
備考				
一 この式において、A、B、C、D、r及びsは、それぞれ当該組合における次の数値を表すものとする。				
A・C (略)	D 高齢者医療確保法第三十四条第一項第一号イ(2)に掲げる額	r・s (略)	二 この式により算定した割合が零を下回る場合にあつては零とし、A及びBの合計値がCの値と等しい場合にあつては一とする。	

○ 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行					
<p>（法第三十八条第四項の政令で定める割合） 第一条の六 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、<u>百分の六</u>・〇〇とする。</p> <p>（法第三十八条第五項の政令で定める割合） 第一条の七 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、<u>百分の十</u>・一〇とする。</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第二条に規定する政令で定める日） 第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、<u>令和八年三月三十一日</u>とする。</p> <p>（法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度） 第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、<u>令和七年度</u>とする。</p> <p>（病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する法の規定の読替え） 第十二条 法附則第十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> </table>	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句	<p>（法第三十八条第四項の政令で定める割合） 第一条の六 法第三十八条第四項の政令で定める割合は、<u>百分の五</u>・九八とする。</p> <p>（法第三十八条第五項の政令で定める割合） 第一条の七 法第三十八条第五項の政令で定める割合は、<u>百分の八</u>・二五とする。</p> <p>附 則</p> <p>（法附則第二条に規定する政令で定める日） 第五条 法附則第二条に規定する政令で定める日は、<u>令和六年三月三十一日</u>とする。</p> <p>（法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度） 第八条の二 法附則第九条の二第一項に規定する政令で定める年度は、<u>令和五年度</u>とする。</p> <p>（病床転換助成事業に係る支払基金の業務に関する法の規定の読替え） 第十二条 法附則第十一条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"> <tr> <td>法の規定中読み替える規定</td> <td>読み替えられる字句</td> <td>読み替える字句</td> </tr> </table>	法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句					
法の規定中読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句					

(略) 第四百二十二条第一項	(略)	(略)		第三百三十九条第一項 第一号に規定する保 険者から前期高齢者 納付金等を徴収する 業務、同項第二号に 規定する保険者から 後期高齢者支援金等 を徴収する業務及び 同項第三号に規定す る保険者から出産育 児関係事務費拠出金 を徴収する業務	(略)
第四百三十三条	(略)	(略)	(略) 第四百四十六条第三項	第三百三十九条第一項 第一号に掲げる業務 、同項第二号及び第 三号に掲げる業務並 びに同条第二項に規 定する業務ごとに、 その他	附則第十一条第一項 に規定する都道府県 に対し病床転換助成 交付金を交付する業 務

(略) 第四百二十二条	(略)	(略)		第三百三十九条第一項 第一号に規定する保 険者から前期高齢者 納付金等を徴収する 業務及び同項第二号 に規定する保険者か ら後期高齢者支援金 等を徴収する業務	(略)
第四百三十三条	(略)	(略)	(略) 第四百四十六条第三項	第三百三十九条第一項 各号に掲げる業務ご とに、その他	附則第十一条第一項 に規定する都道府県 に対し病床転換助成 交付金を交付する業 務

			交付する業務及び同項第三号に規定する保険者に対し出産育児交付金を交付する業務	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第四百四十八条	前期高齢者交付金、後期高齢者交付金及び出産育児交付金	病床転換助成交付金		
(略)	(略)	(略)		
第四百六十八条第一項第二号	第四百四十二条第一項	附則第十一条第二項において準用する第四百四十二条第一項		
(略)	(略)	(略)		

(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の読替え)
 第十四条 附則第十二条の規定により読み替えられた法第三百二十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十二条第一項	事項	事項(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十二条において読み替えられた第三百二十九条第三項に
(略)	(略)	(略)

			を交付する業務	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第四百四十八条	前期高齢者交付金及び後期高齢者交付金	病床転換助成交付金		
(略)	(略)	(略)		
第四百六十八条第一項第二号	第四百四十二条	附則第十一条第二項において準用する第四百四十二条		
(略)	(略)	(略)		

(病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の読替え)
 第十四条 附則第十二条の規定により読み替えられた法第三百二十九条第三項に規定する病床転換助成事業関係業務が終了するまでの間における法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百四十二条	事項	事項(前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第十二条において読み替えられた第三百二十九条第三項に
(略)	(略)	(略)

(略)	
(略)	
(略)	<p>規定する病床転換助成事業関係業務（以下「病床転換助成事業関係業務」という。）に係る事項として厚生労働省令で定める事項を除く。）</p>
(略)	
(略)	
(略)	<p>規定する病床転換助成事業関係業務（以下「病床転換助成事業関係業務」という。）に係る事項として厚生労働省令で定める事項を除く。）</p>

○ 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p> <p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p>第四条 令和八年三月三十一日までの間、第二十条中「並びに法第百七十三条」とあるのは、「<u>同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）</u>並びに法第百七十三条」と、第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「<u>及び日雇拠出金</u>」とあるのは「<u>病床転換支援金等及び日雇拠出金</u>」とする。</p>	<p>附則</p> <p>（病床転換支援金等の経過措置）</p> <p>第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、前条の規定により読み替えられた第二十条中「<u>法第百七十三条</u>」とあるのは「<u>同法附則第七条第一項に規定する病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）</u>、<u>法第百七十三条</u>」と、前条の規定により読み替えられた第二十九条、第四十六条、第六十五条第一項第一号及び第六十七条第三項中「<u>日雇拠出金</u>」とあるのは「<u>病床転換支援金等、日雇拠出金</u>」とする。</p>

改正案		現行	
附則	<p>（病床転換支援金等を納付する組合の特別積立金等の特例） 第一条の三 令和八年三月三十一日までの間、組合（被用者保険等 保険者である組合を除く。）について、第十九条、第二十条及び 第二十九条の八の規定を適用する場合においては、これらの規定 のうち次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p>	附則第七條の規定に より読み替えられた 法第七十三條第一項	附則第七條の規定に より読み替えら れた法第七十三條第 一項
第十九条第一項 第一号	<p>並びに高齢者医療確 保法の規定による後 期高齢者支援金、後 期高齢者関係事務費 拠出金及び出産育児 関係事務費拠出金（ 以下「後期高齢者支 援金等」という。）</p>	<p>、高齢者医療確保 法の規定による後期高 齢者支援金、後期高 齢者関係事務費拠出 金及び出産育児関係 事務費拠出金（以下 「後期高齢者支援金 等」という。）並び に高齢者医療確保法 の規定による病床転 換支援金等（以下「 病床転換支援金等」 という。）</p>	<p>、高齢者医療確保 法の規定による後期 高齢者支援金等（以 下「後期高齢者支援 金等」という。） 及び 高齢者医療確保法 の規定による後期高 齢者支援金等（以下 「後期高齢者支援金 等」という。）及び 高齢者医療確保法の 規定による病床転換 支援金等（以下「病 床転換支援金等」と いう。）</p>
第十九条第一項 第二号	<p>並びに高齢者医療確 保法の規定による後 期高齢者支援金、後 期高齢者関係事務費 拠出金及び出産育児 関係事務費拠出金（ 以下「後期高齢者支 援金等」という。）</p>	<p>及び高齢者医療確保 法の規定による後期 高齢者支援金等（以 下「後期高齢者支援 金等」という。）</p>	<p>及び 高齢者医療確保法 の規定による後期高 齢者支援金等（以下 「後期高齢者支援金 等」という。）及び 高齢者医療確保法の 規定による病床転換 支援金等（以下「病 床転換支援金等」と いう。）</p>
第七十三條第一項	<p>病床転換支援金等</p>	<p>病床転換支援金等</p>	<p>病床転換支援金等</p>

第十九条第二項 第一号	(略)	第七十三条第一項	より読み替えられた 法第七十三条第一項
第十九条第二項 第二号	(略)	第七十三条第一項	、後期高齢者支援金 及び病床転換支援金 、及び後期高齢者支援金、
第十九条第三項	後期高齢者支援金、 後期高齢者関係事務 費拠出金及び出産育 児関係事務費拠出金 (以下「後期高齢者 支援金等」という。)	病床転換支援金等 (以下「病床転換支援 金等」という。)	
第二十条第三項	及び後期高齢者支援 金等」とあるのは「 、後期高齢者支援金 等及び日雇拠出金 等及び日雇拠出金	及び病床転換支援金 等」とあるのは「 、病床転換支援金等及 び日雇拠出金	附則第七条の規定に より読み替えられた 法第七十三条第一項

第十九条第二項 第一号	(略)	第七十三条第一項	定により読み替えら れた法第七十三条第 一項
第十九条第二項 第二号	(略)	第七十三条第一項	、後期高齢者支援金 及び病床転換支援金 並びに
第十九条第三項	後期高齢者支援金等	病床転換支援金等	
第二十条第三項	第七十三条第一項	附則第二十二條の規 定により読み替えら れた法第七十三条第 一項	附則第二十二條の規 定により読み替えら れた法第七十三条第 一項

(略)	第二十九条の八	(略)	第七十六条第二項	(略)	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項
-----	---------	-----	----------	-----	-----------------------------

2 令和八年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第二項」とあるのは、「附則第六条」とする。

(病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課基準の特例)

第四条 令和八年三月三十一日までの間、市町村について、第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七 第一項	第七十六条第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七 第一項第一号	第七十五条の七第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七 第一項第二号	(略)	(略)
第七十五条の七第一項	附則第七条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項	

(略)	第二十九条の八	(略)	第七十六条第二項	(略)	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第二項
-----	---------	-----	----------	-----	-------------------------------

2 令和六年三月三十一日までの間、被用者保険等保険者である組合について、前条の規定により読み替えられた第十九条、第二十条及び第二十九条の八の規定を適用する場合には、前項の規定を準用する。この場合において、同項の表第二十九条の八の項中「第七十六条第二項」とあるのは、「附則第九条第二項」とする。

(病床転換支援金等を納付する都道府県内の市町村の保険料賦課基準の特例)

第四条 令和六年三月三十一日までの間、市町村(退職被保険者等所属市町村を除く。)について、第二十九条の七の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二十九条の七 第一項	第七十六条第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項
第二十九条の七 第一項第一号	第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項
第二十九条の七 第一項第二号	(略)	(略)
第七十五条の七第一項	附則第二十二条の規定により読み替えられた法第七十五条の七第一項	

<p>第五項 第二十九条の七</p>	<p>(1) 第四項第一号ロ</p>
<p>第七十六条第一項</p>	
<p>附則第七条の規定により読み替えられた法第七十六条第一項</p>	<p>より読み替えられた法第七十五条</p>

<p>第五項 第二十九条の七</p>	<p>(1) 第四項第一号ロ</p>
<p>第七十六条第一項</p>	
<p>附則第二十二條の規定により読み替えられた法第七十六條第一項</p>	<p>定により読み替えられた法第七十五条</p>